

入札監理小委員会  
第275回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第275回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成25年 8月28日（水）17:35～19:54

場 所：永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

1. 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の入札結果について（法務省）
2. 刑事施設の運營業務の民間委託事業の拡大について（法務省）
3. 実施要項（案）の審議  
○公害健康被害補償業務の徴収業務について（環境再生保全機構）
4. 国民年金保険料の収納事業の契約変更について【非公開】（日本年金機構）

<出席者>

（委 員）

尾花主査、浅羽専門委員、川澤専門委員

（法務省）

民事局 総務課 小出課長、大竹民事監査官、内古閑専門官

矯正局 成人矯正課 花村企画官、森田補佐官、稗田係長

（環境再生保全機構）

補償業務部 山田部長、日高調査役、業務課 佐野課長、穴吹係員

（事務局）

後藤参事官、金子参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから「第275回入札監理小委員会」を開催します。

本日は、法務省の「登記簿等の公開に関する事務」の入札結果報告、法務省の「刑事施設の運營業務」の民間委託事業の拡大について、環境再生保全機構の「公害健康被害補償業務の徴収業務」の実施要項（案）、日本年金機構の「国民年金保険料の収納事業」の契約変更について審議いたします。

最初に、法務省の「登記簿等の公開に関する事務」の入札結果報告の審議を始めたいと思います。

法務省民事局総務課小出課長より、入札結果について御報告いただき、その後意見交換を実施したいと思います。なお、説明は5分程度でお願いします。

○小出課長 法務省民事局総務課長の小出でございます。どうかよろしく願いいたします。

登記簿等の公開に関する事務につきましては、御案内のとおり、平成19年度から民間競争入札を実施して、平成20年度から委託を開始して以降、委託業務を順次拡大しております。

平成23年度からは、ほぼ全ての登記所で委託を実施しているところでございますが、御承知のとおり、平成23年及び平成24年に発覚いたしました、一部事業者についての証明書の目的外利用に基づく一部業務停止事案、また労働社会保険諸法令の不遵守による契約解除事案が発生したことを踏まえまして、平成24年度の民間競争入札実施要項につきましては、労働社会保険諸法令の遵守状況などの基本的要件の確認、及び委託業務の停止を命ぜられた者に入札参加資格を付与しないなどの種々の見直しを行った上で、実施期間を平成25年4月から3年半とし、一部の小規模登記所を除く全ての登記所、421庁を対象として民間競争入札を実施いたしました。

この入札の結果につきましては、この小委員会で途中まで御報告させていただいているところでございますが、その最終結果につきまして、まとめて御報告させていただきたいと思います。

お手元の資料A-1の裏側を御覧いただけますでしょうか。平成24年度入札結果一覧と題があるものでございます。

まず、当初入札につきましては、1の（1）でございます。平成24年10月23日から11月6日にかけて入札を実施しましたところ、53入札のうち11入札について落札者が決定いたしました。42入札について不調となったところでございます。従前、これまでの入札において入札金額の引下げに大きな影響を与えた事業者が、失格あるいは撤退といったことによりまして、24年度入札には参加しなかったことなどから、入札金額が予定価格を上回ってしまったものと考えられるところでございます。

本件入札につきましては、平成24年度の予算額により実施する必要があったところでございますが、当初入札の結果を踏まえて所要経費を再積算した結果、予算額を超過する見込みとなりました。そこで、平成24年度の予算額を超過する見込み額に相当する3局分、

具体的には横浜、さいたま及び前橋の各地方方法務局につきましては、24年度入札と切り離して、別途、平成25年度予算において所要の予算を確保した上で、実施期間を平成25年9月から3年1か月とする再度公告入札を実施することといたしました。

次の(2)再度公告入札の結果でございます。当初入札につきましては、53入札のうち11入札について落札者が決定して、42入札について不調となったということでございますが、42入札のうち、先ほど申し上げました平成25年度に契約する横浜等の3入札を除く39入札について、再度公告入札を実施いたしました。これは、平成24年11月26日から30日にかけて入札を実施したところでございます。この入札におきましては、39入札のうち27入札につきまして落札者が決定いたしまして、5入札につきましては随意契約の交渉が整いましたが、7入札について不調となっております。

随意契約が成立したところは、この表にございます水戸、京都、那覇、徳島及び松山の各地方方法務局でございます。ここまでににつきまして、昨年12月11日に開催された、この小委員会において御報告させていただいたところでございます。

そこで、再度公告入札が不調となった7入札につきまして、再々度公告入札を行いました。(3)でございます。平成24年12月12日及び13日に入札を実施しましたところ、7入札のうち6入札につきましては落札者が決定いたしまして、残る1入札、これは神戸地方方法務局の分につきましては、随意契約の交渉が整いました。

それから、2の平成25年度契約分でございます。先ほど申しました横浜、さいたま及び前橋の地方方法務局における再度公告入札につきましては、平成25年3月5日及び6日に入札を実施いたしまして、3入札全てについて落札者が決定したところでございます。

この資料A-1の表を御覧いただきますと、開札結果一覧という形で示させていただいているところでございます。左側の表が入札単位ごとに記載したものでございまして、右側が事業者ごとに落札結果を記載したものでございます。この右側の事業者名と書いてある表を見ていただきますと、事業者数につきましては15、契約数につきましては全部で53でございます。なお、提案書を提出した事業者数は28でございまして、平成22年度、前回の入札のときは提案書を提出した事業者は36でございましたので、若干減少したところでございます。

事業者名を見ていただきますと、株式会社メルファムが局数にして23、契約数にして43.4%を占めております。また、2番目のテンプスタッフ株式会社が契約数については17%を占めております。

以上、簡単ではございますが、平成24年度登記簿等の公開に関する事務の入札結果についての最終報告とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告について御質問、御意見のある委員は御発言願います。

○浅羽専門委員 1つ、神戸の件について実態を教えてくださいたいのですが、神戸局に関しまして、最後までなかなかうまくいかなかったようですけども、もちろん様々な事

情があると思うのですが、気になるというほどではないのですけれども、登記所数が神戸は比較的多いですね。多いからいけないとか、あるいはいいとか言うつもりではないのですけれども、この数の問題などが不調に至った原因の一つとしてあるのか、あるいは全く違う要因なのか、そういったところ、もしお分かりであれば御教示いただけないでしょうか。

○大竹民事監査官 登記所の数で申しますと、確かに神戸は17ございます。ただ、登記所の数でいきますと、横浜が16、さいたまが17、福岡も16ありますので、同じような登記所数があるところはほかにもございます。

最後まで落札できなかったのは、いろいろな要因があると考えられます。これはほかの局でも言えることですが、実際に金額的な見合いといいますか、今回、いわゆる低価格事業者が参加しなかったことが、1つ大きな理由だと思います。神戸も従前は低価格事業者が一部の登記所を対象として、実際事業を行っていたということもありますので、そういったことも要因ではないかと思われまます。

○浅羽専門委員 それでは、純粋に価格要因だったという理解でよろしいでしょうか。

○大竹民事監査官 登記所の数というのも1つの要因であるかもしれませんが、確かに範囲が広いということもありますから、神戸については、登記所の数だけではなくて、入札参加業者がその管理の部分を考慮して価格に反映させてきた部分はあるかと思えます。

○浅羽専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

時間となりましたので、入札結果の報告については、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○尾花主査 それでは、法務省におかれましては、引き続き適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございます。

(法務省民事局退室、法務省矯正局入室)

○尾花主査 続いて、法務省の「刑事施設の運營業務」の民間委託事業の拡大について、審議を始めたいと思います。

最初に、法務省矯正局成人矯正課花村企画官より御説明をお願いします。なお、説明は10分程度をお願いします。

○花村企画官 法務省矯正局成人矯正課企画官の花村でございます。刑事施設の運營業務における対象範囲等の拡大措置に関する計画案についてということで、きょうは御説明をさせていただきますと思います。

私ども、刑事施設、刑務所、拘置所等でございますけれども、民間委託につきましては、その運營業務の固まりを複数年度で民間委託するという事は、平成19年度にPFI手法を活用した刑務所、4つの社会復帰促進センターがございますけれども、ここから始まったと

ころでございます。特区制度を活用しておりましたので、その後全国展開というお話になりまして、平成22年度から公共サービス改革法を活用させていただいて、今度は既存刑務所で複数年度業務の固まりを民間委託するというところでやってきました。

資料2-2をごらんいただければと思いますけれども、そういった社会復帰促進センターとか公共サービス改革法を活用した民間委託をやっている刑務所がございますので、昨年8月から昨年度末にかけて、「拡大措置検討委員会報告書 提言概要」と書いてありますが、正式な名称は刑事施設の運營業務に係る官民競争入札及び民間競争入札事業拡大措置検討委員会というものを、有識者7名の方ですけれども、法務省内につくりまして、今後どういった方向性で考えていけばいいだろうかということを検討いただいたところでございます。

最終的に、今年4月12日にその報告書が公表されまして、これは法務省のホームページにも掲載されております。正式な報告書の題名は、「刑事施設の運營業務に係る民間競争入札事業の今後における拡大措置の方向性について」というものでございまして、2-2はその提言の概要でございます。

基本的な考え方は、1行目に書いてございます。刑事施設の運營業務に民間事業者が参入したことにより、一定の成果を上げているという評価をいただいております。

それで、今後の方向性でございますけれども、時間が限られておりますので、3点ほど。総務系業務、職業訓練・教育業務、収容関連サービス業務について御提言をいただいたところでございます。

総務系の業務につきましては、複数年度の事業期間で事業を実施して、業務の水準維持・向上が図れる等の成果を踏まえて、複数の刑事施設を対象にする事業を実施してみてもどうかという御提言をいただきました。この場合、民間に委託する業務の標準化を図ることが前提であって、標準化した業務のうち、集約できる業務については、ブロック機関になりますけれども、同一矯正管区内の全ての刑事施設の業務委託を将来目指していかどうかという御提言をいただきました。

2番目、職業訓練・教育業務でございます。教育業務につきましては、高齢受刑者処遇など、その時々々の犯罪情勢に応じた新たな課題を踏まえて、民間のノウハウを活用できる教育プログラムを一般改善指導として委託するように考えてみてどうかという御提言をいただいております。あわせて、職業訓練についても、民間のノウハウを活用して、就労に直結するなどの職業訓練の実施を民間事業者に委託してみてもどうかという御提言でございます。

3点目、いわゆる受刑者、被収容者に対します給食とか洗濯の業務のことを収容関連サービスと申しておりますけれども、地域との共生を図るという観点から、施設周辺の雇用の促進、経済振興に資する収容関連サービスの民間委託を実施することで、周辺地域の矯正処遇に対する一層の理解及び支援が得られないかという御提言。

それから、給食設備、厨房施設等の建替え時期が到来している刑事施設の給食及び洗濯

業務について、増改築に合わせて、国において新たに厨房施設等を整備して、民間事業者  
に委託する。その際、必要な要員については、地元からの雇用とか食材等の必要な物資に  
ついて、積極的かつ可能な限り、地元からの雇用・調達を入札の際に考えてみてはどうか  
という御提言です。

あわせて、厨房施設の配置を工夫することによりまして、被収容者に対する給食、  
刑務所の中だけではなくて、刑事施設周辺の学校や社会福祉施設への給食、独居老人に対  
するケータリングサービスなども一緒にできないかというものを検討してみたらどうかと  
いう御提言をいただいたところでございます。

この御提言をいただきまして、資料2-1になりますけれども、先にその別添の方の資  
料、「公共サービス改革基本方針」（抄）と書かれておりまして、6月14日の閣議決定に  
ついてでございます。私ども刑事施設の関連業務につきましては、その下のところ、平成  
25年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置ということで、刑事施設の運營業務につ  
いては、これまでの事業の実施状況を踏まえ、総務系業務及び被収容者に対する給食業務  
については、複数の刑事施設を対象に複数年度の契約期間により、民間競争入札を実施す  
ることを検討する。

それから、職業訓練や教育業務については、委託業務の内容、被収容者の性質等に留意  
しながら、官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について決定すると閣議で決定  
されたところでございます。

これを受けまして、2-1の最初の方に戻りますけれども、今回、措置に関する計画(案)  
ということでお話をさせていただきたいと思っております。

2つありまして、総務系業務と被収容者、受刑者等に対します給食業務というところで  
ございます。これから御説明する内容については、平成26年度の予算の概算要求に我々と  
しては盛り込んでいきたいと考えております。査定が得られればということで、構想につ  
きましてお話をさせていただきたいと考えております。

2-1の中身につきまして、図表といいますか、書かせていただいたものが資料2-3  
です。裏面をごらんください。「総務系業務等の民間委託に係る複数年度契約化等」です。

まず、対象業務でございますけれども、右下の真ん中あたりに書いてございます。庶務  
業務、会計業務、用度業務ということで、総務系の業務。文書管理業務とか受付業務。用  
度業務で言いますと、自動車運転とか運行管理、環境整備。会計業務につきまして、領置  
業務と申しますのは、特定公共サービスの業務になります。

受刑者等が警察署等を通じて入ってまいりますけれども、私どもの拘置所・刑務所に入  
る場合に、本人が身の回りの品を持っております。お金も含まれておりますけれども、ど  
うしても生活に必要なものがございまして、それを施設の中では持つ必要はないのだけ  
けれども、いざ出所するときになるとそれなりのものがないと困る。衣服とか所持金を本人  
のかわりに施設が管理するという仕事ですけれども、耳なれない言葉で領置業務と呼んで  
おりますが、この業務を民間委託に入れたいと考えております。差し入れにつきましては、

社会にいる家族から物を本人に差し入れたいというときなどの窓口の業務でございます。

これらの業務につきまして、先ほど御提言いただきました複数年度、複数施設という考え方に立ちまして、今回、対象施設といたしまして、左上ですけれども、府中刑務所と立川拘置所の2つの刑事施設につきまして、これらの業務を同一の民間事業者に対して委託してみたいと考えておるところでございます。今回、試行としての位置付けにしておりますので、考え方をちょっと書いております。地理的に本省との連絡・調整がしやすい。ある程度の規模の大きな施設、隣接する中規模施設も対象ということで、府中刑と立川拘置所でやってみれば、全国にどういうふうに展開できるのかという問題・課題が明らかになってくるのかなと考えたところでございます。

事業期間といたしましては、5年間。これは、準備のための期間も含めております。26年5月には契約を締結して、運営開始の準備をさせ、正式な運営の開始は26年10月からと考えておるところでございます。

それから、計画作成に当たっての考え方です。一番大きな理由としましては、いろいろな総務系の業務を単年度で各刑務所が委託しております。出張で各刑務所にお邪魔して、この話をいたしますと、単年度契約であるが故に、民間事業者の方がある程度習熟してきたところに契約が終わってしまって、また次の契約をしていくということで、同じ業者さんの同じ方が引き続き仕事に当たっていただければいいのですけれども、同じ業者さんでも人が変わってしまう。それから、業者さんが変わると人が変わってしまうというところで、一から刑務所のほうで教えなければいけない部分がございます、どうしても業務水準が低下している嫌いがある。

是非、複数年度でこれを実施いただけないかという要望がありましたので、今回、府中刑務所と立川拘置所、2つの施設でいろいろな業務を共通化・標準化ができるのかということで、複数年度での運営を考えさせていただいたところでございます。

引き続き、説明の方だけ、ざっとさせていただきます。

もう一つの収容関連サービス業務、被収容者の給食の関係についてでございます。

対象の業務といたしましては、事業内容は真ん中のところ、献立の作成とか食材調達、衛生管理、調理（民間事業者が実施）と書いてあります。さらに、厨房設備・機器等の整備、非常時の対応という中身でございます。実は、刑務所の食事といいますのは、受刑者に調理をさせている刑務所がほとんどでございます。ただ、PFIを活用した社会復帰促進センターとか公共サービス改革法を活用した刑務所におきましては、調理師等の免許を取らせるための職業訓練の一環として受刑者を使ってやっておるところがございます。ほかの施設については、刑務作業の一環として調理作業をやらせているところがございます。

理由の説明にも若干入ってしまいます。上に記載してございますけれども、塀の中にも高齢化の波が押し寄せておまして、調理作業ないしは調理の職業訓練につかせるような受刑者がだんだん減ってきているところがありまして、調理を進めていく上で各施設、非



常に苦慮しておるところがございます。

もう一つは、非常にお恥ずかしい話なのですが、刑務官等が調理場も含めて管理しております。専門的な知識の吸収には努めているのですが、どうしても食中毒が毎年、いずれかの施設で、こういった高温多湿のときに発生してしまうところがございます。幸いなことに、PFIの刑務所とか公サ法の職業訓練を実施している施設では、食中毒は起きておりません。であれば、こういった部分の業務について民間委託することによって、何とかきちんとした調理といたしますか、給食が安定的に供給できないかと考えておるところでございます。今回は受刑者を全く使わない、民間の方だけで調理を行っていただくという考え方で民間委託を進めたいと考えております。

対象の施設でございますけれども、左上に書かせていただいています。兵庫県にございます加古川刑務所、山口県にございます岩国刑務所、高知県にございます高知刑務所、大阪府の大阪拘置所、以上4つの施設をまとめて同一の業者に給食業務を委託したいと考えておるところでございます。

左下のほうに収容定員ということで、若干の人数を書かせていただいております。加古川刑務所が1,281、岩国357、高知553、大阪拘置所1,553でございます。収容定員を全部足しますと3,500ぐらいでございます。これらの施設、7月末現在で申し上げますと、4つの施設を合わせて、ざっと3,000人の収容人員になっています。

これまで公サ法の施設、先ほど職業訓練というお話をさせてもらいました。初犯の犯罪傾向が進んでいない者たちを収容している施設で、職業訓練として給食業務を民間委託しておったわけでございますけれども、今回、民間に委託する、受刑者を使わないという発想でございますので、左下に処遇指標、AとかBと書いてございますけれども、Aが犯罪傾向の進んでいない、いわゆる初犯の施設でございます。加古川刑務所などがそうでございます。そこに加えまして、今回は民間の方だけでやるという発想ですので、高知刑務所のように累犯、犯罪傾向が進んだ者を収容する施設まで一歩広げて考えておるところでございます。

それから、大阪拘置所につきましては、もちろん未決、被告とか被疑者が入っております。ただ、食事の中身といたしましては、例えば刑務所の中でも刑務作業の重たい労働と、それよりも軽い労働というのがありますけれども、作業の内容等につきまして若干のカロリーは変動するところがございます。拘置所の被告等につきましても作業をやらない形になりますので、その部分カロリーは少なくなりますけれども、基本的にはメニューといたしますか、献立は受刑者の場合と変わらないので、今回、大阪拘置所も加えたということでございます。

なお、岩国刑務所につきましては、女子の受刑者を収容する施設ということで、私どもからすると、いろいろな種類の刑務所を一括して民間の方に委託してみて、どういう形で民間委託、課題がどんな点にあるかということも含めて、試行的に進めてみたいと考えているところがございます。

それから、契約期間につきまして、事業期間のところに書かせていただきました。運営開始の準備期間も含めて10年ということで、ちょっと長めに考えさせていただいております。その下にスケジュール（案）ということで、26年6月ぐらいには契約を締結して、運営開始の準備をしたい。27年2月に大阪拘置所で運営を開始、それから、28年3月には加古川、岩国、高知で運営を開始したいと考えておるところでございます。

実は、対象施設選定の考え方のところ、厨房施設が老朽化しており、建替え時期が到来、ないし現に建替えをしている施設と書いてあります。刑務所の場合、敷地がありますと、今まで受刑者を使って給食を作っておりましたので、一番配食をしやすいといえますか、運びやすい真ん中に厨房設備が作られています。受刑者を使って、刑務官が監視するというやり方ですけれども、完全に民間の方々に委託するという話になりますと、真ん中に作れば民間の方がそこまで入らなければいけません。受刑者と当然接触する部分があります。

逆に民間の方からすると、働きやすい環境、食材を運びやすい環境というところからしますと、敷地の一番外側、塀の近くに厨房設備をつくって、そこにいろいろなものを運び込んで、そこで働けるようにしていただいたほうが、我々もセキュリティー上、非常にいい面もございますし、働く方々もそのほうが都合がいいというところがありますので、そういった厨房設備の建替えの時期にあわせて、全国いろいろな施設がございますけれども、そこから選んだものが加古川刑務所とか高知刑務所とか岩国刑務所。

大阪拘置所につきましては、現在地で改築を既に始めつつありますので、そこにこういった民間委託を加えたいということで、もちろん予算が獲得できればですけれども、先ほど申し上げた事業スケジュールで先行して開始する形で考えてございます。

もちろん、私ども、PFI、公共サービスの施設において、給食の関係で業者さんとお話すると、10年が建物設備の更新だというお考えもあるようですし、国のほうでもそういった設備面の更新では10年というところがありますので、運営開始の準備期間も含めて10年ということで考えさせていただきたいと期間を考えております。

もちろん、先ほど申し上げたように、こういったところで民間委託がうまく進むということであれば、受刑者を確保するのが難しい、それから、食中毒が出るというところがありますので、10年間の結果を待つということではなくて、ある程度結果が出たときに、先ほどの厨房施設の建替えの時期とも絡むのですけれども、こちらの方でうまくいくのであれば、さらに広げていくという可能性を考えていくべきではないかと考えておるところでございます。

1点だけ、先ほどの高知刑務所の話をさせていただきます。高知刑務所からちょっと離れたところに高知少年鑑別所という少年を収容する施設。これは少年審判のための施設で、家庭裁判所で少年が非行事実について審判を受けて、少年院に行くのか、社会の中で保護観察処分になるのかを決めるための、成人で言うと未決的な施設と申し上げればいいでしょうか。その少年鑑別所の食事も、現在、高知刑務所で合わせて作っておりますので、こ

の高知少年鑑別所の食事につきましても、そのまま民間委託する形で入札にかけられないかなと考えておるところでございます。

考え方のところ、先ほどの提言にもありましたけれども、地元の雇用、地元の調達ということで入札の仕方を工夫できないかなと考えておるところでございますし、せっかくこういう建物設備をつくりますので、公共サービス改革法の部分とはちょっと違った考えになるかもしれませんけれども、地元の要望があれば、学校とか福祉施設でこういった設備を活用していただける方法はないのかなということを考えておるところでございます。

済みません、時間がちょっと長くなりましたけれども、私のほうからの説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました民間委託事業の拡大について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。はい。

○浅羽専門委員 済みません、確認させてください。総務系業務に関して、府中と立川ということでしたが、これは両施設をまとめて1つの事業者さんに発注する形なのでしょうか、それとも別々。

○花村企画官 1つの業者にと考えております。

○浅羽専門委員 もう一つの4施設、給食サービスも1つですか。

○花村企画官 はい。

○浅羽専門委員 前者の府中と立川は近いし、発想としてすごくよくわかるのですが、加古川、岩国、高知、大阪を一緒にまとめるというのは、利便性は高いと、どういう点で判断されたのでしょうか。

○花村企画官 そこにも書きましたけれども、1つは西ブロックの経済圏だということでもあります。先ほど、公共サービス改革法の職業訓練による給食業務もございますというお話をしましたけれども、これも今、3つの施設を1つの業者に委託してお願いしているところなのですけれども、栃木県の黒羽刑務所、静岡県静岡刑務所、岐阜県にあります女性刑務所の笠松刑務所といったところを1つの事業者さんに委託できているところがありますので、地理的な部分も考えて、栃木、静岡、岐阜で受託していただける事業者さんがあるのであれば、兵庫、山口、高知、大阪で複数の民間事業者さんに十分入札に出てきていただけるのかなと考えておるところでございます。

あわせて、給食というものは365日続きますので、一定程度安定している企業さんをお願いする必要があるのかなと考えますと、広域な部分に対応できるということであれば、裏返しとして、そこは安定的に、会社さんのほうも、何らかの問題が起きて給食事業がとまってしまうようなリスクというのは少なくなるのかなと考えておるところでございます。

○森田補佐官 補足させていただきまして、通常の総務系業務と異なりまして、給食業務につきましても、どうしても早朝から夜遅くまで3食つくらなければいけないということで、当然地元から雇用しなければいけないこともありますので、施設が近いからとか離れ

ているからということで利便性は余りないようでございます。むしろ、複数の施設を対象にすることで、例えばメニューを統一することができるとか、同じ衛生水準を保つことができるということで、我々にとってもメリットがございますし、民間事業者さんにとってもスケールメリットが出るということです。

距離は離れていても、同じような経済圏であれば、普通の給食業者さんに伺いますと、ブロックごとに分かれて会社経営しているようでございますので、西と東と大きく分かれておりまして、西と東をまたがないのであれば、1つのブロックで可能だと伺っております。

○川澤専門委員 1点だけ質問させていただきたいのですけれども、総務系業務につきまして、こちらは試行として実施されるということですので、引き続きいろいろな発注方法について御検討されていくのだと思うのですけれども、資料2-2の提言の中で、総務系業務の3つ目の○で、標準化した業務のうち、集約できる業務については、全ての刑事施設の業務委託を目指すとありまして、今回の2つの施設の業務につきましては、2つの施設それぞれで事業者さんが事業を実施されるという形で、その2つの施設の業務を、例えば別の場所で集約して業務を実施、場所も離れたところでアウトソーシングして実施されるという形を想定されていらっしゃるわけではないという理解でよろしいでしょうか。

○花村企画官 それぞれ、府中刑務所、立川拘置所で事務を進めていただくという考え方でございます。そういった考え方についても、将来可能性ということで考えていくところもありますので、そういった部分を含めて、試行の段階でいろいろな可能性について、こちらも課題といたしますか、考えていきたいと考えております。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 では、収容関連サービス業務についてお伺いしたいのですが、これも試行として位置づけておられるという理解でよろしいでしょうか。

○花村企画官 そうでございます。

○尾花主査 今回の場合は事業期間が10年間と、非常に長いと思われるのです。さらに、先ほどの御説明だと、信用力のあるところに受けていただきたいという、期間が長い分だけ信用力を重視されていると理解したのですが、例えばこれが途中で事業者さんを解除しなくてはならなくなった場合に、事業者さんが独自に持ち込まれている厨房施設等のために、次の事業者さんが入りにくくなるとか、そういった形の契約上の手当てというのは何かお考えになっておりますでしょうか。

○花村企画官 場合によっては、そこを国のほうで買い取ってということも考えなければいけないと考えております。

○尾花主査 では、この説明の厨房施設について伺いたいのですが、国がつくられるのは大きな建物だけという理解でよろしいですか。

○花村企画官 建物といたしますか、部屋をつくるという考え方です。

○尾花主査 その部屋の中に事業者さんが厨房、鍋とかガス等を入れるという発想でよろ

しいでしょうか。

○花村企画官 そういう理解で結構でございます。

○尾花主査 そうすると、私の懸念点というのは、途中で業者さんが解除されたような場合、国のつくられた設備の中に前業者さんの厨房、鍋とかガスが残っており、後の方にスイッチするのに一工夫が要るのではないかというのが疑問だったのですが、それについては、先ほどの方策で対応されるということでもいいですか。

○花村企画官 そうです。買い取るということと、業務の引き継ぎということで考えておかなければいけないと思っております。

○尾花主査 そうすると、契約書の中に買い取り価格等について何か記載する等の方向でなさる。

○花村企画官 そこも含めて、どういうふうに行うのかを考えていきたいと思っております。

○尾花主査 さらに、この場合、地元からの要望があった場合には、委託業務以外の業務もしてもいいですよという提案をされるということだと思っておりますが、そのすみ分けみたいなものについて、何か実施要項内で記載を検討されているということはございますでしょうか。

○花村企画官 形として、別の契約という形になりますので、今、そういった要望も含めて、どういう書き方ができるのかを考えさせていただいて、またお諮りしたいと思います。

○尾花主査 わかりました。

時間となりましたので、民間委託事業の拡大についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○尾花主査 それでは、法務省におかれましては、これまでの議論も踏まえつつ、実施要項策定等の手続を進めていただくようお願いいたします。

また、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(法務省矯正局退室、環境再生保全機構入室)

○尾花主査 続いて、環境再生保全機構の「公害健康被害補償業務の徴収業務」の実施要項(案)の審議を始めたいと思います。

最初に、環境再生保全機構補償業務部山田部長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○山田部長 環境再生保全機構の補償業務部長の山田でございます。よろしくお願いたします。早速ですが、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきたいと思っております。お手持ちの資料の中でC-3-1というのが、今回御審議いただく入札実施要項

(案)でございます。こちらの御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページ開いていただきますと、目次とございまして、1番の「趣旨」から始まりまして、裏面の「12. その他委託業務の実施に関し必要な事項」までございます。

1ページ目の1をごらんになっていただきますと、「趣旨」とございまして、この公害健康被害補償制度の概略が書いてございます。制度について、簡単に説明させていただきたいと思っております。

この制度は、名前のとおり、公害によって健康被害を受けた方々に医療費や生活費などの補償を行うというものでございます。その背景といたしましては、昭和30年代から40年代に著しい大気汚染が各地で発生しておりました。この大気汚染などの公害によって健康に被害を受けたぜんそく患者などの方々の方々の迅速かつ公正な保護を図るために、昭和49年9月に施行されております。この制度は、公害による健康被害者に対しまして、汚染原因者の負担により補償を行う制度ということで、その考え方は民事上の損害賠償の考え方を踏まえたものとなっております。私ども機構は、この公害健康被害者と汚染原因者の間に立つというものでございます。

現在、約4万人の公害健康被害者がいらっしやいまして、その方々への賠償責任に基づいた補償給付がございまして、これが約460億円でございます。その8割分について固定発生源の汚染原因者であります全国の約8,300の納付義務者から約350億円を集めさせていただいております。この集める仕事を「徴収業務」と申しております。その残りの2割分は、移動発生源ということで自動車重量税から交付いただきまして、機構ではその納付義務者からいただいたお金と自動車重量税からいただいた交付金を合わせまして、関係する自治体を通じて4万人の公害健康被害者に給付を行っているところでございます。

昭和49年9月となりますと、今年で約40年経過しております。途中、制度改正が昭和63年にごございました。それは、大気汚染が改善されてきたということで、指定地域が解除されたり、新たな患者の認定を行わないということで制度改正がありましたけれども、その昭和63年から見ても25年経過している歴史のある制度でございます。

昭和49年当初から、全国の納付義務者から申告していただくための機構の窓口業務などの一部は、もう既に外部委託しております。この外部委託ですけれども、国税での確定申告書の相談会と同じようなものを、各地で毎年4月に説明・相談会ということで行っておりまして、その作業や申告書を送付するなどという窓口業務を外部委託しております。平成21年度から平成25年度までの間ですけれども、前回から外部に委託している業務につきましては、民間競争入札の対象となっております。

今回、その最終年度の25年度となっております。26年度からの民間競争入札については、公害健康被害補償制度自体の変更はございませんので、外部委託している窓口業務などの内容も変更はございません。こういった状況がございまして、前回の実施要項をベースにしまして、よりわかりやすい表現とか、実際に行っていただく業務がどの程度のものであるかなど具体的にイメージしやすいように、なるべく定量的な表現を加えるなどの修正

を行っております。

また、平成23年3月11日に、御存知のとおり東日本大震災が発生いたしまして、その際、徴収業務を実施したときのいろいろな教訓を踏まえた修正なども、この実施要項に加えております。

1 ページ目の「2. 徴収業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項」とありまして、具体的には（1）から（4）まで記載してございます。業務内容の表現につきましては、例えば「（1）民間競争入札の対象となる徴収業務の詳細な内容」の中で、工場・事業場に送付する書類の重量を、平均重量約400グラムと具体的に記載するようにしております。民間事業者にとっては、郵便で送る場合は幾らぐらい費用がかかるといった積算がしやすくなりますので、なるべくこういった形で数値化を図っております。

今回、特に追加させていただきましたのは、4ページの（2）の「③災害等発生時の対応」ということでございます。先ほども申し上げましたけれども、平成23年3月11日に東日本大震災がございました。毎年、汚染負荷量賦課金の申告・納付は年度の初日であります4月1日に開始されまして、5月15日が申告納付期限となっております。平成23年度の申告額につきましては、その当時、予定額を確保できるかどうか、非常に懸念しておりましたけれども、種々の対応を実施しまして、被災地域の納付義務者の制度への御理解も得られたことによりまして、申告・納付していただくことができました。おかげさまで、この制度を維持していくための所要額は確保できております。

そのときの対応を教訓としたものを、今回の実施要項に具体的に記載しているところでございます。特に最近では、南海トラフ地震などについても発生確率が以前よりも高まっているということが言われていたり、現在でも各地で集中豪雨などが頻発しております。こういったものに対応するようなことも記載するというので、今回実施要項（案）につけ加えてございます。

続きまして、4ページ目の下のほうに「（3）確保されるべき対象公共サービスの質」とございます。これは申告書の提出率でございまして、基本的には100%を目標としていただきますけれども、毎年度の徴収期間の終了時点において提出率は96%以上と設定しております。これは、前回と同様でございます。ちなみに、平成21年度から24年度までの実績ですけれども、申告書の提出率はいずれも96%を上回っておりまして、平均で98.3%ということで、特にこの数値を過大に設けるということではなくて、前回と同じ96%という設定にしております。

次に、5ページ目の「3. 実施期間に関する事項」ということで、これは委託契約期間について記述してございまして、平成26年3月1日から平成31年2月28日の5年間でございます。

その次の「4. 入札参加資格に関する事項」は、（1）から（7）まで書いてございます。これは、ごく一般的な条項を記載してございます。

次に、6ページ、「5.入札に参加する者の募集に関する事項」でございます。これは、(1)にスケジュール、(2)に入札の実施手続きなどを記載してございます。

次に、7ページの「6.落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項」は、(1)に評価の方法、ページが飛びますけれども、11ページの(2)に落札者の決定について書いてございます。戻りまして恐縮ですけれども、7ページの(1)評価の方法の中で、必須項目審査というものがございます。

次の8ページに書いてございますけれども、アからエの項目につきまして、全てを満たす場合は合格としまして、基礎点100点を与えるとしてございます。平成25年3月28日の入札等監理委員会におきまして、「過重な必須項目は存在しないか検討が必要」との評価をいただいております。この点に関しまして、今回入札に参加していただけた数者にお声をかけてみました。その数者には、前回の20年度の実施要項と今回の実施要項(案)を両方御覧いただいた上で御意見を伺ってみました。

その御意見としましては、この必須項目は「入札に参加するための障壁にはならない」とか、「民間事業者にとっては過重な要求ではない」とか、「単なる条件の一つにすぎない」などの御意見をいただいておりますので、民間事業者のほうからも「過重な必須項目ではない」と御意見をいただいておりますので、今回の実施要項(案)でも前回と同様に記載させていただいております。ちなみに、今回、声をかけたのは6者でございまして、そのうち、今のところ4者がこの条件で入札参加を検討するとの反応をいただいております。

また11ページに飛ばさせていただきますけれども、「7.入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」は、業務を実施するに当たりまして、実際に要した費用とか人員・設備などを、入札に参加していただける方々の経費の積算の参考となる情報でございまして、17ページ以降にございますので、参考に御覧になっていただければよろしいかと思っております。

続きまして、12ページ、「8.民間事業者に使用させることができる機構の財産に関する事項」でございます。

(1)が納付義務予定者名簿でございます。各地に納付義務者は点在しているわけですが、その納付義務者の名簿をお渡しするというものでございます。

(2)が委託業務関連オンラインシステムへのアクセス権でございます。これは、現在稼働しているシステムでございまして、各地で実際に徴収業務を行いましたら、そちらに入力していただきますと、機構のほうではそれが瞬時にわかるというものです。事業者の方が業務実施台帳や委託事業実績書を簡単に作成できるシステムがありますので、これも御利用いただいて結構ですということが書いてあります。

(3)がマニュアル等の貸与ということで、機構は入札希望者に、平成20年度以降に使用したいろいろなマニュアルがございまして、それらを貸与ということが書いてございます。

その下の「9.民間事業者が機構に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要



な事項等」でございますけれども、これは前回の実施要項と同じでございます、（１）の報告事項等から始まりまして、15ページまで書いてございます。

「10. 委託事業を実施するに当たり第三者に損害を与えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任」は、これも前回と同様のものを書いてございます。特に過大なものは入れてございません。

11番、12番、そのほか、当事業を実施するに当たり必要な事項を掲載させていただいております。

以上、簡単でございますけれども、実施要項（案）について説明させていただきましたので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。

○浅羽専門委員 御説明ありがとうございます。

まず、簡単な文言の意味から1つ。いただきました要項の1ページの一番下のほうに、申告関係書類、グラム数等を明記していただいて、これはすごくいいと思うのですが、「FD申告」とあるのですが、これは何のことでしょうか。

○山田部長 これは、今、余り販売されておりませんが、「フロッピーディスク」でございます。法律は「フロッピーディスク」という表現になっていますが、実際はCD-ROMを使っていたりしております。

○浅羽専門委員 かしこまりました。

それで、内容についてもう少し具体的な質問をさせていただきたいのですけれども、基礎点100点で、プラス加点100点、価格点100点で総合点で入札を決めるということなのですが、その中の加点審査項目の中に、9ページでそれぞれ評価の仕方が書いてあるのですが、この点数配分でそれぞれ「相対的に優位」「相対的に劣位」という表現があるのですが、順位づけをする、必ずどこかに1者張りつけるという意味合いで読んでよろしいものなのでしょうか。

○山田部長 必ず1者ということではございません。入札しているところが仮に3者あったとしても、効果がほとんど期待できないということであれば、全者がゼロ点ということになります。

○浅羽専門委員 一方で、非常にどれも甲乙つけがたいというケースだと、どれにも20点がつく可能性はあるというものでしょうか。

○山田部長 はい。

○浅羽専門委員 それぞれの項目で必ず点差をつけるというものではないという理解でよろしいのでしょうか。

○山田部長 そうです。必ず誰かを20点にしななければいけないということではありません。その提案の内容を審議しまして、全体的にこれは普通だねというときは全員が10点になる

でしょうし、その中でも、今まで申告率は96%以上確保していますし、申告に対する収納率も99.99%を5年間以上維持していますので、ある意味、今の状態が結構高いレベルかもしれないかもしれませんが、それも比較の対象になるかもしれません。

○浅羽専門委員 山田部長のおっしゃられることだと、何となく絶対的な基準のように聞こえるのです。それに対して、標準というのは絶対的な基準だろうと思うのですが、それに対して相対的にというのがどういうことをイメージするのかが、ちょっとよくわからなくて質問させていただいたのですが。

○山田部長 例えば今、申告相談窓口を156か所設けていますけれども、その156か所設けて、99.99%を維持しているわけです。仮にそれを400か所とか窓口を設けてきたら、それは今の標準よりも明らかに優位に立つと思われれます。156より上であれば、そういった基準で見ていただくのもあるかと思えます。

○浅羽専門委員 今のところの400というのは非常にわかりやすく、説得力があるなと思ったのですが、そういうことは今回、入札に参加される方に対してどういうアナウンスになるのでしょうか。

○山田部長 今回、ヒアリングを行ってみて、156でこういう率ですよという話をしております。ある事業者さんは、「うちは400、場所を確保することが可能である。それぞれに1名ずつ説明員をつけることが可能である。」というお話がありまして、価格面の話はなかったのですが、国民に対するサービスという意味でいくと、今よりもより良いサービスができる可能性があるという提案がありました。それで、400という数字を出させていただいたところです。

○浅羽専門委員 その御提案はすごくいい御提案だと思いますし、実現すればより良いのかもしれない。対応の内容等、当然いろいろあるでしょうけれどもね。私が質問の意図として最も強調したいのは、そういう提案がここで言う「相対的に優位」の意味であるということが、1者に対して説明されるということではなく、あるいは1者に対して突き刺さるのではなく、はっきりとわかるような形で、つまり、箇所数だけじゃないと思いますけれども、オンラインでやるとか、いろいろなやり方はあると思いますので、そういったものの相対的な優位さで点数に差がつくことがあることがはっきりわかるかどうかということです。

○山田部長 それは、委託業務内容が具体的にイメージしていただけるように、質問があれば限りなくお答えする形で考えております。これはまだ入札は始まっていないのですが、今回も話を伺わせてくださいというところには2時間ほどかけまして、全ての質問に対してお答えするようにいたしました。

○浅羽専門委員 入札に参加される方の質問に答えるというよりは、積極的にそれをどこの方にも訴えるという形も必要かなと。疑問点があつて聞かれるとともに、言われてみて初めて気がつく。もちろん現状でやっている事業者さんは気がつくかもしれないですが、そうじゃないところで言うと、そういう発想でこの意味があるのだと。

○山田部長 やっていることは、ある程度全部数値化されていますので、説明会会場であれ、説明時間であれ、相談の時間もどのぐらいとっているか、資料もどのぐらいのものが用意されているか、数値化されているものは大分ありますので、来て頂く方には同じ情報をお渡しするという事で考えております。

○浅羽専門委員 ありがとうございます。

○川澤専門委員 済みません、何点か質問させていただきたいのですが、今回の汚染原因者、納付義務者の方がどの地域にどのぐらいいらっしゃるかという情報が、済みません、実施要項の中で私が拝見した限り、見当たらないなと思ったのです。と言いますのは、実施要項の2ページ目の2のイの（ア）の②のところ、事業所が直近の「説明相談会」に出席するに際して、往復できる範囲内の場所において実施することとありますので、納付義務者の方の場所がわからないと、こちらの提案というか、見込みがなかなか立ちにくいのかなと思ったのですが、その記載というのはどこかにありますか。

○山田部長 この実施要項の24ページと25ページを見ていただきますと、納付義務者というのは、まさしく北海道から沖縄の離島まで存在しているのですが、ここにある商工会議所名というのが現在、函館から那覇まで156会議所ありまして、それぞれの予定者件数が納付義務者の数ということでございます。例えば24年度の函館を見ていただきますと、32件、納付義務者がいらっしゃるって、徴収実施期間中に申告されたのが31件ということになっております。この区域で見ただけであれば、どの程度点在されているかはイメージされると思います。

○川澤専門委員 わかりました。多分、言葉の表記の仕方だと思うのですが、恐らく統一していただいたほうがわかりやすいのかなと思いました。

あと、2ページ目、2)のAとかIあたりで、従前はこういう形で実施されていたけれども、公共サービスの質を達成する効果を有するものであれば、いかなる提案でも可能であるという形で書かれているかと思うのですが、こういう書かれ方をしている実施要項を余り拝見したことがないので、今回の事業でどういうことを期待されているとか、機構さんとして、前年度のやり方というのは従前の情報の開示のところで示されるとしても、例えば極端なことを言えば、説明会を全国で1回やってもいいということになるかと思うのです。そういった今回の事業で何をしてほしいということの、求める事業の内容といったものは書かれなくてよろしいのですか。

○山田部長 事業の内容というか、結果は何が欲しいかという、4ページの一番下の申告書の提出率が96%以上満たされれば良いということでございます。確かに説明会を全国1回ということであれば、東京で説明会をやって、北海道からも飛行機で聞きに来てくださいと、それは、方法としてないわけではないのですが、納付義務者に相当な負担を強いてしまう。この制度自体、先ほども言いましたように、既に40年ぐらい経過して、制度改正から25年たっていますので、地域で説明することに納付義務者は慣れていらっしゃいます。

説明という言葉はちょっと誤解を受けるかもしれませんが、実際は、この制度についての理解を風化しないようにするというのが最大の目的でございます。実は、制度を改正して、直近でも25年たっているものですから、なぜうちが申告・納付しなければいけないかというのは年々増えている質問でございます。その証拠というわけでもないのですが、実施要項の19ページを見ていただきますと、説明会の参加者というのが、②の説明・相談会の実施状況のところでは22年度、23年度、24年度とありまして、出席事業所数が3,319、3,223、3,216ということで、ほぼ毎年横ばいなのです。

これはなぜかと申しますと、事業所の担当者が3年前後で人事異動で入れ替わりますので、そのたびに私どものほうに来ていただいてオンラインで申告している事業所もいらっしゃるわけです。なぜこのお金を払わなければいけないのだというのを担当者としては上司に説明しなければいけないし、会計部門にも話さないと稟議が通らないということがありますので、納付義務者のうちの4割ぐらいの方々が毎年来て下さるのです。

内容というのは、申告などに関するテクニカルなことよりも、機構も説明に伺いに行くのですけれども、一番大変なのは、この制度はいつまで続くのだとか、特に北海道とか東北、被災地域もそうですけれども、患者さんがいらっしゃるのです。患者さんがいらっしゃるの、旧工業地帯と言われているような京浜地区、名古屋、大阪、尼崎、九州。その辺については、前の公害のことを知らない方がほとんどの世代になってきていますので、申告の説明・相談会とありますけれども、説明の部分よりも、相談会や、どうして申告しなければいけないのだという質問に対して答えるという非常に大きな役割を担っております。

○川澤専門委員 これは今後の御検討かもしれないのですけれども、今おっしゃっていただいた制度の趣旨とか、きちんと理解いただいて、納付いただくところを徹底するという意味では、全国1回でもいいということを確認されるような実施要項の書きぶりだと、少し心配ではないかなと感じたものですから、そこはもう少し制度の趣旨を説明することが重要になっているのだというところを少し書き足していただくとか。意図されていらっしゃる業務の内容といいますか、方向性を少し書かれたほうがよろしいのではないかと思います。

○山田部長 ちなみに、今回お声をかけた6者さんですけれども、全て説明させていただきました。先生がおっしゃるように、確かにテクニカルな説明がほとんどではないかみたいなイメージがあったのですけれども、制度に関するところは、6者の方で昔の公害のことを御存じでない方がほとんどでございまして、損害賠償責任でお金を払うところに対しては、認識は余りなかったようです。これは、毎年やらなければいけないので、入札に参加される方には懇切丁寧にここはお話しようと思っております。

○川澤専門委員 わかりました。

済みません、あと2点ぐらいなのですけれども、実施要項の3ページ目の9)の2行目、徴収業務従事者の方を東京で研修会に参加させることと書かれているかと思うのですが、

これは例えば相談窓口を開設している全事業者の方に研修に参加いただくということなのか。その徴収業務従事者というのが何を指されているのかというのが、少しわかりにくいかなと思いました。

○山田部長 私どもの仕事に従事するというでいくと、説明・相談会を開催するとか、納付義務者からの相談に応じていただくとか、申告を出していただけないところには申告を出していただくように懲憑していただくという業務に従事していただく方、全て私どものほうで研修をやりますという意味で書かせていただいております。これもヒアリングをした6者にも全部こういった業務は実施していただきますので、社内での教育というのは、それぞれやっていただいてもいいですけども、研修会に何人参加していただいても、こちらのほうでは説明をさせていただく用意はございますという意味で、説明はしております。

○川澤専門委員 そうしますと、全国に相談窓口を開設する全事業者の方が研修に参加するというわけではない。

○山田部長 いや、全部です。全部というのは、どこかの民間事業者にこの業務を委託して、先ほど言いましたように、もし窓口を400か所用意するところがあれば、400人来ていただいて、それに対して研修を行いますという意味です

○川澤専門委員 各事業所から少なくとも1人は参加する。もしそうであれば、そういった形で少し補足いただいたほうがわかりやすいのかなと思ったのです。徴収業務に従事する者といいますと、例えば各事業所で何人も従事する場合には、全員参加しなきゃいけないのかとか。

○山田部長 しなくてはいけないというよりも、必要を感じれば受け入れますよという意味でございます。

○川澤専門委員 ということは、参加しなくてもいい。

○山田部長 参加しなくてできるのであれば、そうかもしれませんけれども、それは多分基本的に無理かなと思っています。それはなぜかというと、これだけの資料がありますので、申告の手引から始まって、委託業務はどういうものをやるとか。研修の中のセクションは幾つか分かりますので、このセクションは聞いても、次のセクションは聞かなくてもいいとか、そういう選択肢はあるかもしれませんけれども、そこはそれぞれの民間事業者がもし参加していただけるのなら、この分野は2人でやるというのであれば、前半を1人が聞いていただいて、後半はもう1人が聞いていただくとか、その辺については何ら制限を設けないようにしようかと思います。

○川澤専門委員 今お話をお伺いして、恐らくきちんと業務を実施しようとするならば、こういった研修会にも参加するであろうし、説明・相談会もかなりの数の事業所を設けて実施するという事は当然考えられるかと思うのですが、説明会にそれほど質の高いサービスを提供しにくいような事業者さんが参加してきた場合にも、きちんとそのサービスを提供できるように、最低限求める業務とか、各事業所で最低限1人は参加してもら

こととか、そういったところはきちんとお書きになったほうが、逆に業務の質が担保されるのかなというのは、少し思いました。

○山田部長 そうすると、どこまで書いていいか、事業者の創意工夫のところに影響を与えてしまうと、ちょっと誤解を受けるかなということで、徴収業務従事者で制限を設けていないという意味でここに書かせていただいているのです。ですから、1,000人、2,000人ということはまずないでしょうけれども、200人来ていただいても構わない。この委託業務は、説明しないとわからないのではないかと思います。私どものところへ来ていただいて、もし必要があれば、私どもからも説明に伺って、この趣旨はこういうことですよということで説明させていただくつもりであります。

○川澤専門委員 もちろん書面だけでは伝え切れない部分はあるかと思うのです。ただ、基本的には書面だけで理解できるものをつくるのが、1つ重要かと思っておりますので、そこは意図されていらっしゃることをもう少し書き込まれたほうがよろしいのではないかと。

○山田部長 そうすると、例えば従事する者の人数の制限はないとか、そういうことでよろしいでしょうか。機構の予算の枠内で機構が負担するとしていますので、事業者の負担が全くないので、多目に参加していただいても全然構わないというつもりではあります。

○川澤専門委員 少なくとも各事業所で1名は参加。してもらわなくてもいいということであれば。

○山田部長 参加してもらわなくていいというか、事業所という単位が窓口という単位で捉えるのか、出張所みたいな単位で捉えるのか、その法人によって、言葉によってイメージが変わってくるのかなと思っています。本社で全部まとめて教育して、その人を現場に派遣するというやり方もあるみたいですし、その辺、イメージを固定化させない工夫で書いてみたつもりではいるのです。

○川澤専門委員 わかりました。とりあえず以上です。ありがとうございます。

○尾花主査 何点か御質問させていただきたいのですが、題名を読みますと「徴収業務」と書かれていて、一般人が見るとお金を集めるのかなという印象をすごく受けてしまうのですが、この書き方について工夫はないでしょうか。趣旨を読みますと、費用を徴収する業務を行っていて、一部は外部に委託しているということで、基本、汚染原因者である事業所から、ことしの排出量を申告する書類を集めることだけを委託されているというのが、読み進めていくうちには漠とわかってくるのですが、題名及び趣旨だけを見ますと、その点がとてもわかりにくかったです。これは、徴収業務自体が法令の定義用語であって、この用語しか使えないということですか。

○山田部長 使えないということはないのですけれども、「徴収業務」という言葉が納付義務者のほうに伝わってしまっていて、納付義務者は毎年変動がないのです。昭和62年4月1日現在で固定化されていますので、減ることはあっても増えることはないのです。納付義務者にとってみると、機構は徴収業務をやっている、その一部を委託しているという意味で、新たに参入される民間事業者にとってはちょっとなじみがないかもしれないですけども、

賦課金を実際、申告・納付していただく方からすると、「徴収業務」と言われたほうが、こういった仕事をやるのだなというイメージは持っていただけるということになります。

○尾花主査 ただ、この実施要項は、納付義務者に対するメッセージではなくて、民間事業者さん、もしくは御機構の業務を一般的に見る方にとってわかりやすいものという意味でいくと、「徴収業務（申告書類の回収業務を意味する）」みたいなものがあると、今回の業務の内容が非常にわかりやすいように思います。

○山田部長 確かにそうですね。「申告」と言ったほうがわかりやすい部分もあると思うのですが、この題名だけで判断されてしまうとなかなかつらいものがあります。

○尾花主査 そうですね。趣旨のところも、費用を徴収する業務を行っていて、この業務の一部については委託していますと書いてありますけれども、委託した内容自体が2項以降を見ればわかるのですが、我々も短時間で読むと、これはお金を集めるのではないだろうかという印象を受けてしまうので、わかりやすい実施要項という意味では、何かその辺の工夫をしていただけないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○山田部長 「徴収業務」という言葉以外は使っていないといいますか、こう言うは何ですけれども、私ども独立行政法人の年度計画、中期目標、中期計画もそうですし、それに対しての報告も全部「徴収業務」ということで、この一部を委託しているという表現をさせていただいているのです。ですから、中期目標から変えるとなると、独法のほうではなかなか変えづらいところがあるのは確かです。

○尾花主査 でも、徴収業務自体は定義としては、申告書を集め、賠償金額を決定し、納付義務者からお金を徴収しという全部を含むものですね。

○山田部長 申告書の書き方だけではなくて、納付書の書き方とか、金融機関に納付書を持って行って、どうやって納めてもらうかも、今、商工会議所ではその相談はいただいています。申告だけに限らないものですから、その納付はどうやってやったらいいのですかということにも答えていただかなきゃいけない。

○尾花主査 なるほど。そうすると、現時点では徴収業務という記載が適切であるとお考えだと。

○山田部長 実際にお金を集めるわけではないのですけれども、銀行に持って行って振り込むにはどうしたらいいのですかというときに、所定納付書が私どものほうで決まっているものですから、それを持っていけば手数料は不要ですといった説明をしていただかないと困ってしまう。

○尾花主査 繰り返して申しわけないのですが、徴収業務と言ったときに、金銭を最終的に徴収しなきゃいけないのかなと感じますので、実際の金銭の回収業務は含まないというのをどこかに何か加えていただく等の工夫をしていただくほうが、この実施要項だけを読んだときによりわかりやすいのではないかと思います。

○山田部長 趣旨に入れるかどうかはありますけれども、それはちょっと検討させていただきます。

○尾花主査 わかりました。ありがとうございます。

それから、これをぱっと読んだときに難しいのは、いろいろな用語で事業所さんを規定されているので、理解を確認させていただきたいのですが、納付義務予定者名簿に記載された工場・事業場、今回の申告書を回収するターゲットとなる主体を事業所と呼んで、その事業所から出た申告書類によって、例えば排出量がゼロですとなると、その方は納付義務者にはならないという理解でいいですか。

○山田部長 納付義務者になるのです。それはなぜかと申しますと、賦課金は過去分と現在分の2つに分かれていまして、昭和63年に制度改正があったときに、それまでの患者さんはそれまでの煙で病気になったのだらうというので、過去分だけでいいのではないかとということで、昭和57年から61年の排出実績に応じた、それぞれの事業所分の固定値でいいのだらうという発想も1つあったのですけれども、中央公害対策審議会のほうで、それ以降排出する煙が野放しでいいのか、そうではないだらう。それ以降排出する煙も患者さんに悪影響を与えるわけだから、過去分6割、現在分4割ということで、6対4にしようとなりました。

それ以降、例えば施設を廃止して全く違う業種になったとしても、過去分だけは申告・納付し続けなければいけないというものでございます。逆に62年4月1日で過去分がなくても、現在分だけ排出している事業所もあります。その後、燃料転換して、例えば重油というのは硫黄分が多いですから申告額が結構高いのですけれども、白灯油にすると硫黄分が若干下がるのです。計算上、排出量がゼロになるところもあるのです。それは計算して初めてゼロというのがわかるので、計算しないでゼロということはまずありませんし、ゼロだからといって納付義務者でなくなるということでもないのです。

計算の結果、ゼロだとわかって、それは計算上、ゼロになったということであって、いずれ別の燃料を使えば、いつでも有額の申告に変わるわけですから、そこで納付義務者ではありませんということにはならない制度になっています。あくまでも納付義務者というのは、昭和62年4月1日で一定規模以上の設備を持っていた方が、未来永劫、その賠償責任を負うということで、ゼロになったからといって納付義務者から外れることはないということです。

○尾花主査 例えば破産とか解散した場合には、外れていく。

○山田部長 破産・解散だけではなくて、正確に言うと、清算終了まで行ったものが外れます。

○尾花主査 その意味で、納付義務者と納付義務予定者名簿に記載された全ての工場・事業場を事業所と呼ぶという2つの定義が必要ですという。

○山田部長 厳密に言うと、納付義務者と言って、例えば山田株式会社というのがあって、全国で10工場持っていたとします。山田株式会社自体が大もとの納付義務者になるわけです。この制度は、申告は工場・事業場単位でやらなければいけないのですから、その10工場のほうは納付義務者の一部の工場・事業場という形で捉えております。



○尾花主査 複数の定義が法令上及び運用上必要なのはよくわかりました。

それから、御説明上、今回は損害賠償金の支払いの根拠となるような資料の収集であって、収集漏れがあることによって、例えばモラルハザードが起こって、ほかの人が払いたくなくなることを非常に懸念されているので、とにかく96とか100を目指してもらいたいという事業ですというのは、よく理解できました。

さらに、9ページの先ほど浅羽委員からも質問があった加点項目審査の点なのですが、御説明を聞くと絶対評価だということはわかるのですが、これを読みますと、相対評価で、何か誤差があったら標準を真ん中に置いて割りつけるような印象を、入札をされる方は受け取ると思うのですが、これはほかの記載というのは無理ですか。例えば「優れている」とか「独創的な提案がある」とか。

さらに、ちょっと気になってしまったのが、156の窓口を設定したのが標準ですと、もし今、心で思っているとすると、それが基準になるのであれば、そういうようなことを書くとか。書くこと自体が問題だとは思いますが、この配点基準については非常に誤解を生じやすいように思います。というのは、絶対評価を意図されているにもかかわらず、例えば4者があると4者に割りつけてしまうのではないか。あとは、標準をどこか定めて、いい人と悪い人で点を配分するのではないか。どうしても「標準」及び「相対的に優位」「相対的に劣位」とすると、そのような相対評価をされるという印象を受けます。ここを何か工夫をいただけないですか。

○山田部長 そうしますと、「相対的に」という言葉があることによって、もし誤解を生じるのであれば、「優位」とか「標準」とか「劣位」とかいうことでもよろしいのでしょうか。我々からすれば、意味としては同じことなので、「相対的に」というのを外すことはやぶさかではございません。

○尾花主査 例えば「標準」としますと、過去の例を先例ととられてしまうように非常に感じると思うので。

○山田部長 「普通」。

○尾花主査 「普通」といいますか、「確保されるべき質を達成するのに十分である」とか「想定されると推測される」とか、「独創的で、さらなる効果が期待できる対応になっている」とか、そのような書き方にすると、絶対評価であるということがよくわかるのですが、このあたりをちょっと工夫していただきたいなと思います。

○山田部長 表現は工夫してみます。

○尾花主査 さらに、浅羽委員のほうも指摘があった「優位」の場合と「標準」の場合の差が10あって、「劣位」の場合が5という、この配点の仕方については、これはどういう御意向だったのですか。

○山田部長 創意工夫の点でいきますと、この制度というのは、相談及び情報提供が、かなり大事な部分なので。ここで非常に良い提案を出していただければ、「相対的に優位」ということで考えております。そこで申告書を提出しようという意識があれば、あと

は技術的なことですので、最初のアのところで行きますと、例えば情報提供とか、そのような体制をきちんととりますよという点では、「相対的に優位」は20点で、「標準」が今までどおりの率をとるだけだったら10点という考え方でおります。

○尾花主査 またしつこくでごめんなさい。一挙に勝負がついてしまうような点差であると嫌だなという意味で、この間を入れるという御検討はないですか。

○山田部長 この1項目で判断するのでしたら、その間も必要だと思うのですが、アからクまでありますので、その中で全部が「優れている」という事業者は本当に望ましいので、それはそれでいいと思うのですが、1項目で全部判断するわけではないので、クまでの間ではいろいろな優劣が出るのではないかと思います。

○尾花主査 わかりました。

これを判断される方というのは評価委員会の方だと思うのですが、従前、商工会議所さんがずっと運営されてきたことを御存知の方だと、どうしてもそちらのパフォーマンスを高く評価されるような気がして、この評価委員会の構成が重要かと思うのですが、これについては何かお考えは。

○山田部長 評価委員会は、機構の内規で6名と決まっています、1人は機構の職員です。残りの5人は外部ということで、1人は弁護士さん、1人は税理士さん。あと、納付義務者の代表というわけでもないのですが、経団連、お金を徴収される立場のほうからも1名来ていただきます。あと2名のうち1人は、元環境省の職員で大学の先生で環境政策に精通されている方。もう1人は、元環境省職員で、リスクマネジメントのコンサル会社に入社されている方に頼っております。いずれも商工会議所との何らかの利害関係はございませんし、できれば経費を安くするにこしたことはないという点では、皆さん一致しているところでございます。

○尾花主査 わかりました。

最後に、2ページの「説明・相談会」の開催のところの読み方なのですが、(ア)の①から③というのは必須条件という読み方。

○山田部長 そうです。

○尾花主査 この必須条件を満たした例として、(イ)で概ね100会場を過去つくられたという理解。しかし、100会場にこだわらず、いかなる提案でも可能であるという読み方を。

○山田部長 (イ)はそうです。

○尾花主査 この①から③というのは、何を基準にこのような条件を出されたのでしょうか。

○山田部長 まず、①ですけれども、申告・納付期間が4月1日から5月15日でありまして、これは説明なり相談してから申告書を作成するときに、最低でも2週間以上はかかります。そうなりますと、3週までに終わらせておかないと5月の連休に入ってしまうので、4月1日から4月の第3週までの間には、全国での説明相談会はどうしても終わらせておかなければいけないということで書いております。

②は、当たり前かもしれませんが、就業時間内に会場に来ていただいて、職場に

戻れるようなところで設定しないとまずいでしょうということでもあります。

③は、会場への交通手段、これは当たり前かもしれませんが、地方においては自動車が主体になっています。都市部においては公共交通機関をよく使われていますけれども、地方に行きますと、できたら自動車が駐車できるような場所の会場でないとな人が多分集まってくれないという意味も含めまして、①から③まで書いてございます。

○尾花主査 ①から③というのは、現状の運用と理解してもいいでしょうか。

○山田部長 現状もそうですし、納付義務者からの要望を入れて、こういった時間帯を設定しています。

○尾花主査 ①から③というのは、過去何十年か、この方法だという理解でいいでしょうか。

○山田部長 最初のころは試行錯誤していましたが、昭和63年以降は、ほぼこの形で落ち着いております。

○尾花主査 またしつこい質問で申しわけないのですが、昭和63年からこの方法。今、平成二十何年と、IT環境も非常に異なっているのをかんがみても、絶対この方法をまず条件だとお考えでしょうか。

○山田部長 説明・相談会を実施ということなので、申告の手段としては今、用紙の申告とフロッピーディスクの申告とオンライン申告、3つのパターンが選べるようになっていきます。先ほども申しましたように、説明相談会に来る方というのはほとんど、なぜ申告しなければいけないかといったものに対して、直接機構から話を聞きたいといった方たちです。環境省が行くところもでございます。直接話を聞きたいということで、どちらかというとな納付義務者からの要望でつくっている場でございます。それで、4月1日から4月第3週までの間で、土日を除くとしているのは、これは納付義務者の要望でございます。仮に、それを土日がいいのだということは、多分受け入れてもらえないのではないかと思います。

②は、9時から5時の間というのを目安しておりますので、これを例えば早朝7時に開催しますとか、夕方6時に開催しますといったら、例えば岩手県だったら盛岡1カ所で説明会を開催するわけです。田舎のほうから出てきて夕方6時ぐらいに開催されたら、深夜に帰らなければいけないケースもありうる。そこまでの危険を冒してまでやるというのは、それ自体で相当反発が出てくると思います。

③も同様で、当たり前のことを書いているかもしれませんが、通常の手段で集まれる場所にしなければいけない。これは、直接人に会って話をしたい人が全くいなくなれば、もしかしたら説明相談会というのはもっと規模の小さいものでも良いのかもしれませんが、直接行って「相談」といいながら、不満もかなりおっしゃる方がいらっしゃるのです。それを我々のほうでも受けとめなければいけないので、なるべく長時間、相手からの話を受けられるような場所、時間帯もそうです。

これで長くやってきたから、これでいいというわけでもなくて、これについては、毎年、納付義務者の方々にアンケート調査をしております。期間についてどうかとか、会場に対

しての意見はどうか、時間帯はどうかという意見を聞きまして、大多数の方が現状、これでいいということをやっています。ただ、納付義務者のほうから、例えば会場へ来たけれども、声が聞きづらいといったものがあれば、それは設備を改善するというように致しすけれども、開催日とか開催時間につきましては、決めているからやっているということではないのです。

○尾花主査 1点確認なのですけれども、これを例えばスカイプといったことでも構わないという形で要件を緩和するという御意向はないですか。

○山田部長 まず、スカイプを使えるかどうかですけれども、納付義務者の方々は、都会であればと言っては失礼かもしれませんが、年齢層がすごく幅があります。特に現場の方というのは、定年されてからも、まだこの作業に従事していたり、田舎によってはインターネットがまだ使えないとか、使ってはいけないところもあります。

それから、直接話をしたいというのが、納付義務者の方の要望としてすごく強いです。これは、私どものほうで要望に応えるということでききますと、こう変えますと言ったときにどういった反応が出るか、ちょっと予測はつかないです。

○尾花主査 とすると、現状のモラルハザードを防いで、質を達成するためには、説明・相談会については、この①から③の要件を満たすことが、むしろ納付義務者からの要望であると。

○山田部長 はい。

○尾花主査 そのアンケートを今後やることによって、納付義務者からの要望がなくなれば、別途の条件も考え得るというお考えですか。

○山田部長 はい。今でもオンライン申告の方法とか手順については、私どものホームページのほうから動画でも流しているのです。その御案内も差し上げていますし、質問があれば、フリーダイヤルの電話、メール、ホームページからのメールでも何でも受け入れますということは、毎年アナウンスしております。ただ、先ほどごらんになっていただきましたように、説明会の参加者数はほぼ横ばいで来られるわけです。例えば人事異動したからメールでいだろうと、なかなかそういうようにはならないです。

もう一つは、人事異動しますと、皆さん書類を持ってこられるのです。上司に上げる前に検算してくださいとか、そういう技術的な相談もありますし、中には、これから会社が合併するような話が出ているのだけれども、合併するとなったら今の納付義務はどうなるのだという話も聞かせてくれとか、本当にテクニカルな話題は多くはないのですけれども、納付義務者さんが聞きたいのは、納付義務にかかわること、それから決裁に関するようなことというのは、実際、書類をいろいろ持ってこられて、その場で相談をさせてくださいということはすごく言われます。ですから、本当に確定申告の相談会と似たような雰囲気かもしれません。

○尾花主査 済みません、最後に、今のお話だとアンケートの結果に基づく納付義務者の希望ですということできくと、例えば出席された事業者数が3,000だとして、アンケートは

どのぐらいとおられるのですか。

○山田部長 その出席者全員にとっています。

○尾花主査 そのうち、そのような意見を述べられている方はどのぐらいいますか。

○山田部長 やめてくれと言うのだったら、書いてもらっていいのですけれども、それはいいですね。

○尾花主査 どういうアンケートをとっているのですか。

○山田部長 例えば、今、聞きたいことは何か、説明・相談会で教えてもらいたいことは何か、どういった資料を必要としているか、どういったものがふだんやってみてわからない点が多いとか、それについてアンケートをとっています。

○尾花主査 そうすると、説明会をしてほしいかというアンケートではないのですね。

○山田部長 ええ、そもそも必要ない人は来ないです。

○尾花主査 この3,000という出席事業者数というのは、全体の納付義務者の何%と見ればいいですか。

○山田部長 8,300のうちの。

○尾花主査 38%ですか。

○山田部長 ええ、下に率を書かせていただいておりますけれども、19ページの②、出席率というのが、その年の母数の、上の①に総合計で予定者数とありますけれども、それに対する出席者の割合ということになります。

○尾花主査 そうすると、これがもう少し減ってくると、この要件を緩和してもいいのかなという御判断になるということですか。

○山田部長 少なくとも、もう10%しか来ないとかであれば、そのやり方自体が大分時代おくれになっているのかもしれないですけれども、現状においてもこれだけの4割ぐらいの方が来られる。結構遠いところからも来られるわけですね。必要がないと、もともと来ませんので、これぐらいの事業者が必要を感じて来ているということだと思います。

○尾花主査 わかりました。ありがとうございます。

○浅羽専門委員 ちょっと追加でよろしいですか。

○尾花主査 はい。

○浅羽専門委員 部長から、多分そこが結構大変なのだろうと思われる相談会についての不満とか、あるいはよくわからぬとか、そういう漠としたところを、現状だと商工会議所が、ちょっと言葉の使い方が難しいのですけれども、同じ事業者の仲間の人たちの集まりの人が一旦受けとめるような形で、そうはいつても、こういう制度になっていて、こういうルールで過去も決まっていて、お宅の企業からは代々このぐらいの金額をもらっているのだと。こういう経緯でやっているのだから、これは必要なことなのではないのかと、その場で一旦納得していただくというか、そういうことも含め、さらに税務署の相談会みたいな機能もプラスしてと。ここはこういうふうを書くのだよ、こんなふうにはやらずにやらないのだよと。

だとしたら、そういったことを新規に入札しようという事業者に対して、御理解いただくことが非常に重要なのではないかなと思うのですが、その辺は十分問題なく。

○山田部長 そこは定量的に言えないのです。では、何社来るのですかと言われても。ここに出した別添は、商工会議所からの報告書をまとめたものなのです。ですから、この中でどこまで読めるかということになるかと思えます。

○浅羽専門委員 この報告の19ページを見ると、技術的なことをきちんと習熟していればいいのだろうと、まずは思うのではないか。制度をきちんと頭に入れて、わからないことはここを見ればちゃんと確認できて、それを相手に説得すればいいと思われるような気もするのですが、それは実は業務の一部で、部長おっしゃったように、何でこんなものを払わなくちゃいけないのだというところから、物によってはあるのだということがわからないと、もし本当に受けていただいて、おい、ちょっと待ってくれよとなると、これはこれで問題だとも思いますので。

○山田部長 それをどう書くかです。例えば、注記事項のところ「補償・予防制度の概要及び賦課料率について」というところが、まさしく制度のところなのです。では、この制度にすごく不満があるのだということをホームページなどで公にしてしまっているのかどうか。そのリスクもすごく大きいです。ですので、入札希望者なり、事前に問い合わせがあれば、こういった話は、ヒアリングを行った6者全てにさせていただいています。実際に行ってもらうのは、簡単な縦横の足し算、引き算だけではない。もともとの制度の趣旨から十分理解した上でお話をさせていただかないと困りますよというお話はしているのですけれども、それがどこまで伝わるかというのがあります。

○尾花主査 しつこくて済みません。先ほどの出席事業者が40%弱ということは、説明会があるから40%弱で、例えばほかの手段があれば説明会の出席者は減り、ほかの手段での説明を受ける事業者がふえるとはお考えになっていない。

○山田部長 その、ほかの手段が納付義務者さんにとって、どれだけの納得感が得られるかということだと思います。我々では、今のところは思いつきません。対面で話す以外の方法というのはなかなか難しいのかなという感じはいたします。

○尾花主査 対面で話すというのは、例えば民間事業者の責任者が電話で話すのでは足りず、何らかの会合でたくさんの事業者が参加した中で統一の説明をする必要があるということ。

○山田部長 それもありますし、例えば制度のことについてですと、機構と納付義務者の間に立った事業者さんがどれだけの信用というわけでもないのですけれども、相手の納付義務者さんから納得を得られる説明をどこまでできるかということがあると思えます。今でもそうですけれども、商工会議所へ委託していますけれども、商工会議所では話にならないから、機構の人間を寄せというのはずっとあったものですから、説明会は必ず私どもの職員が105会場に全部行くのです。そこで、簡単な技術的な質問とかは事前に会議所の人にやっていただきますけれども、ある意味説明会で手ぐすね引いて待っていらっしゃる

わけです。

そこへ行って、説明会が終わった後に、我々が質問というか、不満に対して納得感が得られるような説明をさせていただくということをしています。それで、納付義務者の方は、私どもの名刺を渡すと、それで、もうわかったということもありますし、程度の差はいろいろあります。これを文章化するのはなかなか難しいのですけれども、そういったやりとりの中で九十何%以上の収納率をいただいているということでございます。

○尾花主査 わかりました。そうすると、この説明相談会の開催というのは、民間事業者からの説明というよりも、その委託者である機構が事業者と直接対話・説明する機会。そのために、実際に面談できるような場所じゃないと難しいのではないかと考えていると。そうすると、これは事業者主体というよりも、実際は機構さんが何かメッセージを発したり、お願いしたりする機会として重要だとお考えで、この条件を入れているという理解でいいですか。

○山田部長 これも納付義務者からの要望なわけです。「間に入ったところが説明しても納得しないよ」という状況があるものですから、機構としてもそれほど職員がいるわけではないので、一気に説明会に出してしまうと大変な状況ではあるのですけれども、行くメンバーも事前からいろいろな質問、不満の程度が高いところは、なるべく役職の高い者が行って説明したり、技術的な質問だけであれば、商工会議所の人にその説明会場の場でも質問に答えていただいたりしています。どちらかというところ、我々の相談部分のウエートは、実質的な意味では効果は高いだろうと思うところだけ行っております。

○尾花主査 わかりました。

時間となりましたので、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）については、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会の報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。

今後は、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

また、環境再生保全機構におかれましては、本実施要項（案）に沿って、円滑かつ確実に事業を実施していただきますようお願いいたします。

なお、委員の先生におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日はありがとうございました。

(環境再生保全機構、傍聴者退室、日本年金機構入室)